

会報

平成12年度第4回日本公衆衛生学会理事会議事要旨

I 日時 平成13年1月23日(火)13:00~17:00

II 場所 東京厚生年金会館

III 出席者 学会長 實成文彦
 理事長 多田羅浩三
 理事 相澤好治 阿彦忠之
 岩尾總一郎 小倉敬一
 金川克子 北川定謙
 木根洵英雄 小林廉毅
 小林秀資 近藤健文
 佐柳 進 伊達ちぐさ
 田中平三 角田文男
 鳥山 皓 中川秀昭
 二塚 信 松田 朗
 三浦宜彦 宮武光吉(20名)

監事 平山朝子(1名)

委任状提出者

副会長 形見重男 木幡 浩
 中村 靖
 理事 後藤 武 嶋本 喬
 能勢隆之
 監事 古市圭治

オブザーバー

前学会長 鈴木庄亮(群馬大学医学部公衆衛生学教授)
 福永一郎(香川医科大学人間環境医学講座衛生学公衆衛生学助教授)
 朝比奈浄真(群馬県保健福祉部保健予防課課長補佐)
 滝沢正志(群馬県保健福祉部保健予防課主幹)

現在理事数28人,出席者22人,委任状提出者6人,学会規定第13条第1項による定数に達したので,多田羅浩三理事長が議長となり開会を宣した。議事に先立ち多田羅理事長から挨拶があった。

議事録署名人の選出

議事録署名人に金川克子,木根洵英雄両理事が指名された。

議事

第1号議案 第59回(平成12年度)日本公衆衛生学会総会について

鈴木庄亮前学会長から資料に基づき,第59回日本公衆衛生学会総会について次のような説明があった。

今回の総会では示説発表の優秀賞を企画し39人が選考された。詳細については,機関誌に掲載することとし,また,座長のまとめは総会事務局が作成し,編集委員会とも協議の上学会機関誌の臨時増刊号として通常の機関誌と同時に発送したい。決算の概要について説明がされたが,最終決算報告が出来次第,多田羅理事長,鈴木前学会長が確認のうえ機関誌へ掲載する。

以上により,本議案は了承された。

第2号議案 第60回(平成13年度)日本公衆衛生学会総会について

實成文彦学会長から資料に基づき,第60回日本公衆衛生学会総会について説明があった。

昨年10月26日に運営組織体制が整い,実行委員会が発足し,第60回日本公衆衛生学会総会規定も定まった。一般発表は口演と示説の割合を4対6とすることとし,また,60回の記念事業も現在考えているが,記念ブース等場所を設け60回としてふさわしいものにしたいと考えている。また,パネルディスカッション,市民との公開講座を企画しており,総会時3日間の予定案が示された。

また,今回から演題の申込書と抄録用紙を1枚とし,簡素な手続きとしたい旨提案があった。

以上により,本議案は了承された。

最近の学会総会では,演題数は増加しているが内容がともなわず評価することがむずかしいことや,参加者の少ない分科会,自由集会について,今後どうしていくのか,話題が提供され,また,健康危機管理,情報倫理についても演題募集に入れてもらうよう要望が出された。これに対して實成学会長は,今回のパネルディスカッションでは「公衆衛生学の目指すべきものとして」研究・実践を中心として関連学会・分野間の討議をする予定である。また,分科会については実行委員会において検討することとし,自由集会については今後の状況を確認することとしたい旨回答があった。

第3号議案 第61回(平成14年度)日本公衆衛生学会総会について

北川定謙次期学会長から資料に基づき、第61回日本公衆衛生学会総会について説明があった。開催時期は10月23日から25日、会場は大宮ソニックシティ等、平成12年度内に運営組織を確立し、13年度に入って直ちに活動をはじめるとする。埼玉県内の県内状況を踏まえ、地域に密着した問題提起ができるような総会の構成にしたい旨提案があった。

以上により、本議案は了承された。

第4号議案 第62回(平成15年度)日本公衆衛生学会総会について

多田羅浩三理事長から第62回(平成15年度)日本公衆衛生学会総会学会長候補の理事会の申し合わせ事項について、説明があった。検討した結果、今後の対応については理事長に一任することとした。

以上により、本議案は了承された。

第5号議案 奨励賞について

近藤健文理事から資料に基づき、平成13年度の奨励賞について説明があった。

会告は機関誌48巻2号に掲載する予定である。選考委員は、例年の委員構成に基づき、委員長は實成学会長、委員は北川次期学会長、芝池理事(第7号議案 1. 参照)、相澤学術担当理事、小倉全国保健所長会代表理事、近藤庶務担当理事、金川庶務担当理事により構成したい旨提案があり、原案どおり了承された。

以上により、本議案は了承された。

第6号議案 委員会について

1. 公衆衛生看護のあり方に関する検討委員会

金川克子委員長から委員会設置規定(案)につき説明があり、了承された。

2. 会誌検討委員会

近藤理事から来年度発行予定の会員名簿、機関誌のA4判化、電子化などについて検討するため、会誌検討委員会を再開することとし、委員は、近藤、宮武、嶋本、相澤理事とする旨提案があり、了承された。

3. 感染症対策委員会

感染症新法(感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律)に対する新たな評価と確認のため、一度委員会を開催し、今後の活動

方針を決めることとした。

以上により、本議案は了承された。

第7号議案 その他

1. 佐柳 進理事から厚生労働省の機構改革について説明があった。また、指名理事について、佐柳理事から、厚生労働省大臣官房参事官の芝池伸彰氏と交代したい旨提案があり、了承された。

2. 多田羅理事長からアメリカ公衆衛生学会総会へのブースを出展したことについて説明があった。今回は日本公衆衛生協会が主体となり行われたが、今後事業として継続するのであれば、予算の裏付けとして予算書に項目を出しておく必要があるとの意見が出され、次回理事会において検討することとした。

3. 評議員会において理事会で検討することになった地方会については、ブロック選出理事がその地域について調査することとした。

4. 近藤理事より科学技術振興事業団からの日本公衆衛生学会総会抄録集全文データの利用許諾のお願いについて説明があり、検討した結果、許諾することとした。

報告事項

1. 委員会報告

1) 編集委員会

金川理事から、日本学術会議予防医学研連の報告の扱いについては、学会機関誌には掲載しないこととした旨説明があった。

2) 公衆衛生人材委員会

二塚 信委員長から前回の委員会の報告があった。(別紙参照)

3) 地域保健委員会

阿彦忠之委員長から前回の委員会の報告があった。(別紙参照)

4) 公衆衛生看護のあり方に関する検討委員会

金川委員長から前回の委員会の報告があった。(別紙参照)

2. その他

1) 北川理事から名誉会員の安西 定先生は平成12年11月15日に、朝倉新太郎先生は平成12年11月26日にご逝去された旨報告があった。

また、来年度の名誉会員の候補者について広く推薦してほしい旨依頼があった。

2) 近藤理事から中富健康科学振興財団の顕彰に

について、今年度は重松峻夫前理事長に決定した旨、報告があった。

3) 近藤理事から「第4回 英国疫学・公衆衛生コース」組織運営委員長の産業医科大学松田晋也教授から後援の依頼があり承諾した旨報告があった。

4) 次回理事会は、4月17日(火)13時より都道府県会館において開催する。

以上で議事を終了し、多田羅理理事長が閉会を宣した。

平成12年度第3回公衆衛生人材委員会議事要旨

日 時 平成12年11月6日(月) 13:00~17:00

場 所 (株)日本公衆衛生協会会議室

出席者 二塚 信(委員長), 上畑鉄之丞,
小倉敬一, 川口 毅, 平野かよ子,
多田羅浩三(理事長), 鈴木庄亮(ゲスト
前学会長)

二塚委員長からのあいさつに引き続き、ゲストの鈴木庄亮群馬大学医学部教授から、医学教育コア・カリキュラムについて資料に基づき詳細な説明があった。11月17日開催の公開シンポジウム、12月16日開催の衛生学公衆衛生学教育協議会のワークショップ後、提示された内容を確認し、学会としての対応について検討することとした。

1. 検討課題

1) 公衆衛生専門職に必要とされる資質について
既に提案されている内容について委員から修正の希望が出されたので、これらの意見を参考に、今後さらに委員長が検討して次回委員会に修正案を提出することとした。

2) 日本における公衆衛生大学院について

九州大学大学院医学系教育部「医療経営・管理学専攻」の概要について説明があった。衛生学・公衆衛生学教育協議会に本問題の検討委員会ができたので、その動きと連絡協調することとなった。

3) 卒後研修について

川口委員から平成16年実施の卒後臨床研修(2年臨床研修コース)について衛生・公衆衛生学教育協議会の対応についての説明と、臨床研修マニュアル(案)はコア・カリキュラムを参考に検討

する予定であり、全国保健所長会とも連携して進めたい旨発言があり、臨床研修における公衆衛生の指導体制およびマニュアルについてさらに検討することとした。

4) その他

小倉委員から「地域保健法第4条に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な方針」から保健所職員についての説明があった。地域保健法施行令のなかで保健所職員に精神保健福祉士がはいっていないが、精神保健福祉士は保健所にどの程度配属されているか、調査してもよいのではないかと発言があった。このように、地域保健の推進に必要な人材の問題に関して、主として保健所の立場から、小倉委員が検討案を作成することとなった。

2. 公衆衛生看護のあり方に関する検討委員会について

平野委員から上記委員会の主旨と委員構成について説明があった。今年度内に2~3回委員会を開催し、保健婦養成のカリキュラムに公衆衛生学がどのようにはいっているか調査し、4年生大学のカリキュラムの実態を把握したい旨説明があった。

次回 2月26日(月)13時

平成12年度第1回公衆衛生看護のあり方に関する委員会議事要旨

日 時 平成12年11月28日(火)15:00~17:30

場 所 (株)日本公衆衛生協会会議室

出席者 金川克子(委員長), 池田信子,
潮見重毅, 鈴木 晃, 平野かよ子,
古谷章恵, 安村誠司

金川委員長から下記のとおり本委員会の設置の主旨説明があった。

さる10月17日開催の第3回日本公衆衛生学会理事会において「公衆衛生看護のあり方に関する委員会」が設置され、各委員が推薦され承認された。この委員会は本学会の人材委員会において、公衆衛生専門職の養成の現状を概観する中で、保健婦の養成について課題が提起され、公衆衛生学会としても看護を背景とする公衆衛生専門職としての保健婦の現状について緊急に検討することが必要とされ、委員会が発足することとなった。こ

の委員会では、保健婦の基礎教育、大学院教育、卒後教育、現任訓練等について多くの角度から検討し、2年間の期間の中でその成果を報告書などにまとめた。

1. 各委員の自己紹介の後、委員会の開催前に依頼していた各自の資料を基に説明に入った。

鈴木委員より実践現場の保健婦に期待することとして、保健婦の役割のうち、専門職（スペシャリスト）と日常的継続的支援者（ジェネラリスト）について説明があった。

池田委員より実践現場の保健婦に求めることとして、最近では、地域の全体について把握していない保健婦がみられる。業務担当とか地域担当という分け方の弊害かという意見が出された。

平野委員より公衆衛生人材委員会での本委員会設置のいきさつと、保健婦養成のあり方の現状と課題について説明があった。

古谷委員より公衆衛生看護のあり方について特に公衆衛生看護と地域看護の考え方、日本看護協会の中の保健婦職能委員会等について説明があった。

潮見委員よりこの委員会で検討するため、用語の整理をする必要があり、また、検討するテーマを絞ることが大切であるという意見が出された。

安村委員より医学部のコアカリキュラムの紹介と、医学部や保健婦教育の卒前教育における公衆衛生学の教育内容について説明があった。

2. 公衆衛生とは何か、保健婦の歴史、公衆衛生看護と地域看護の考え方、看護学を大学教育のカリキュラムで統合したことにより何が変わったか等について、活発な意見交換がなされた。

3. 次回委員会は2月2日（金）午後2時からとし、それまでに看護系大学教育の実態（カリキュラム、教育スタッフの実態）、医学部の公衆衛生学のカリキュラム（コアカリ）、京都大学大学院のカリキュラム、保健婦教育のカリキュラムの変遷、公衆衛生従事者の現任教育についての資料を集め、内外の実態調査も含め、今後の検討の参考にすることとした。

平成12年度第3回地域保健委員会議事要旨

日時 平成13年1月10日（水）13:30～17:00

出席 阿彦忠之（委員長）、岡田尚久、

嶋本 喬、松田 朗、山崎紀美、
多田羅浩三（理事長）、

ゲスト 藤本真一（県立広島女子大学）、
中村 顕（厚生労働省健康局総務課/佐柳進委員代理）

1 公衆衛生行政（特に保健所）の組織改革と健康危機管理機能

このことについて、各都道府県や保健所を対象に調査中の藤本氏から問題提起をしてもらい討論した。藤本氏からは、本学会誌の論壇（藤本真一：健康危機管理機能を期待する21世紀の保健所像、日公衛誌、46巻9号、751-755、1999）などで報告された内容のほか、保健所の組織統合の現状からみた健康危機管理体制の課題について、平成12年度の調査結果（中間集計）を含めて説明があった。また、岡田委員からも保健所と福祉事務所の組織統合の現状分析に関する発表があった。

保健所と福祉部門等の統合は、健康福祉センター、保健福祉事務所、地方振興局（地方総合支庁）の健康福祉部など、統合形態は多様だが確実に進んでいる。しかし、統合組織の長を保健所長（医師）が務めているのは約4割にとどまっている。保健所の職員として辞令が出ているのは保健所長のみという県が複数あり、健康危機管理の観点からは、保健所長のリーダーシップで専門技術集団の能力を十分に生かせる組織かどうか疑問である。統合組織における保健所と保健所長の位置づけ、および保健所職員の人事発令のあり方については、地域保健法のほか、健康危機管理と関連の強い各種法律（食品衛生法など）に基づく保健所の権限を、組織として十分行使できるようにすべきである。以上のような意見が出され、本学会（委員会）として現場に提案できることはないかを検討した。

そのためには、健康危機管理に関する具体的機能をわかりやすく明確に示す必要がある。危機管理は、平常時の事前対応と危機事例発生後の緊急対応に分けられるが、機能強化の基本は前者の対応である。本委員会としては、健康危機の発生予防を含めた平常時の具体的な役割・機能を示すとともに、それを行うための保健所（または統合機関）の組織・人材等のあり方について提案すべきという意見があった。藤本氏にもご協力いただき、次回（4月予定）の委員会に向けて、提案の

たたき台を準備することとした。

また、本学会総会の一般演題の募集にあたっては、「健康危機管理」を保健所に関連する分科会の名称に組み入れてもらったかどうかという意見があった。

2 健康日本21の地方計画策定に係る保健所活動の現状

当委員会では、健康日本21の地方計画で留意すべき健康指標とその把握方法について検討し、昨年9月に各都道府県・政令市の主管部局長および保健所あてに報告書を送付した。その後の地方計画の策定状況については、保健所の役割を含めて調査を進めている研究班があるので、次回以降の委員会でその研究結果などの情報を入手し、検討することとした。

3 個人情報保護に関連した今後の調査について

昨年10月の評議員会での意見を受けて、個人情報保護の関連でマスコミに取り上げられ批判された事例について、事実関係を検討した。新聞各紙の記事情報のほか、国立循環器病センターの研究

については、国会（衆議院予算委員会第4分科会）の議事録も参考にした。これらを総合すると、批判された事例の事実関係と手続き上の問題点はかなり明らかにされていると判断された。

本委員会としては、批判された事例をさらに詳しく調査をする権限はないものの、最近1～2年以内の本学会誌に掲載された論文を精査し、個人情報保護の観点から問題となりうる研究方法が含まれていないかを検討してはどうかという意見があった。

また、本学会としては、公衆衛生研究の重要性について住民や関係機関に広く理解してもらえるよう、世論形成に力を入れるべきというのが共通の意見だった。

さらに、厚生省の研究班（班長：丸井英二神戸大法学部教授）が現在、疫学研究における倫理指針の作成を進めているが、これらを受けて本学会としても、学会員の認識を高めるための研修やワークショップなどを開催してはどうかという意見があった。